医療

高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯の費用負担が軽減されます

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の費用負担を軽減するための制度です。申請により、限度額を超えた分の金額が支給されます。

■制度の内容

同一の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）の世帯内で、毎年8月～翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計が一定額を超えた場合、申請により超過分の金額が支給されます。

■自己負担限度額

左記の表をご参照ください。

■申請方法

【芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者】

支給対象世帯（令和2年8月1日～令和3年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった世帯を除く）に申請関係書類を郵送します。定められた期間内に、町民税務課国保年金係へ申請してください。

【その他の医療保険（職場の健康保険など）の加入者】

加入している医療保険の窓口へ申請してください。その際、事前に福祉保健課介護保険係（☎77－3925）にて介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、添付してください。

■申請・問合せ先

・町民税務課国保年金係（芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者）

・加入している医療保険の窓口（その他の医療保険の加入者）

■70歳未満の自己負担限度額

	所得区分	自己負担限度額（医療保険＋介護保険）
ア	所得901万円超	212万円
イ	所得600万円超 901万円以下	141万円
ウ	所得210万円超 600万円以下	67万円
エ	所得210万円以下（住民税非課税世帯除く）	60万円
オ	住民税非課税世帯	34万円

■70歳以上の自己負担限度額

（平成30年8月以降）

所得区分	自己負担限度額（医療保険＋介護保険）
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ（区分Ⅰ）	31万円
低所得者Ⅰ（区分Ⅱ）	19万円

※「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除く。

合併処理浄化槽維持管理費補助金

問 まちづくり課 環境下水道係 ☎77-3924

町では、合併処理浄化槽の適正な維持管理をしている方に、維持管理費の一部を助成しています。

■対象者

町内に住所を有する方で、住宅に設置した10人槽以下の合併処理浄化槽を適正に維持管理している方

■補助金 毎年1回1万円（上限）

■申請方法

まちづくり課環境下水道係に備え付けの申請用紙または町ホームページから申請書を入手し、必要書類を添えて申請してください。

■申請に必要なもの

①維持管理に関する契約を証明する書類の写し

②法定検査を受検し、適正であったことを証明する書類と領収証の写し

③保守点検を実施した全ての記録表および領収証の写し

④申請者名義の預金通帳または口座番号が分かるもの

⑤印鑑

※前記②③は、令和3年4月1日～令和4年3月31日までに受検および実施したものとなります。

■受付期間

4月1日㈮～9月30日㈮

■その他

詳細については、町ホームページをご確認ください。

助成

国保・後期短期人間ドック

定期的に健康をチェックしましょう

問 町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方に人間ドック費用を助成しています。助成を受ける場合は、事前に申請が必要ですのでご注意ください。

■助成額

人間ドック(特定健診の内容を含む)の検査費用額の70%

※オプション検査分を含め5万円を限度とします。

※オプションには脳ドックを含みますが、オプションのみは助成対象外となります。

■利用条件(人間ドック受診時)

・国保加入後、6カ月以上経過している35歳以上の方

・後期高齢者医療制度の方

・同一年度内に当該助成を受けていない方

・納期限の到来している保険税や保険料を完納している世帯の方

・令和4年度実施予定の町の集団健診や個別健診を受診していない方または受診予定のない方

・短期人間ドックの検査結果を町に提出し、町が保存して特定健康診査および特定保健指導に利用することに同意される方

・町が保存する短期人間ドックの検査結果を社会保険診療報酬支払基金に報告することに同意される方

■利用方法

人間ドック予約後~受診日の前日までに町民税務課国保年金係に申請してください。

※受診後の申請は助成対象外となります。

■持ち物

保険証、印鑑、人間ドックの予約内容が分かる書類

■その他

・同一年度内に集団健診や個別健診などと重複受診された場合は、助成費用を返金していただくことがあります。

・申請方法などは町民税務課国保年金係へお問い合わせいただくか町ホームページをご確認ください。

便利

申請はもうお済みですか?

便利なマイナンバーカードを取得・活用しましょう

問 町民税務課 戸籍係 ☎77-3911

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な証明書としても使えるほか、コンビニで各種証明書を取得いただけるとても便利なカードです。

休日申請サポートを実施します(完全予約制)

職員による写真撮影や申請書の受け付けを行います。**ご希望の方は必ず、4月22日(金)までに電話にてご予約ください。**

■開催日 4月24日(日)

■時間 午前10時~午後3時

■サポート内容

・職員による写真撮影

・QRコード付き申請書の交付

・記入済み申請書の受付

■持ち物

・身分証明書(運転免許証など)

・印鑑

平日夜間・休日交付および更新手続き(完全予約制)

マイナンバーカードの受け取りおよび電子証明書更新手続きが次の休日にも利用できます。休日の受け取りおよび更新手続きを**ご希望の方は希望時間を必ず電話にてご予約ください。**

■予約窓口 町民税務課戸籍係 平日午前8時30分~午後5時まで

■4月の平日夜間・休日交付日および更新日(要予約)

4月7日(木)、19日(火)、24日(日)

■時間

〈平日夜間〉午後5時15分~7時

〈休日〉午前10時~午後3時

■その他

申請から交付まではおおむね3週間かかります。

▲ほころび始めた梅の花(芝山公園)